

ビティニアにおける都市化について

高橋 秀

一 ビティニアの都市および市領域

ローマ帝政期には帝國各地で都市の發展がめざましい。このいわゆる都市化は、都市の制度や景観の面目をあらためるとともに、その住民の生活關係の上にも影響を及ぼしている。都市化については、それと帝國政府の統治の推進との関連に、關心が寄せられるほあいが多いが、一方、各地の都市が成立あるいは發展するにつれて、そこにおいて住民はいかなる構成を呈したか、またいかなる社会的・經濟的生活が展開されたか、などの問題にも學問が進められなければならない。しかし全帝國を通じて、史料の欠乏は激しい難く、現地の模様は甚だ漠としか知られない。小論で取上げる小アジア北西部のビティニア地方は、その中では比較的史料の揃う所ではないかと考えられる。デオオン・タリニストモスや小プリニウスの著作、あるいは碑文や貨幣などによつて、この地方の都市の發展がうかがわれる。

(73)

この地方には、古くからギリシア人やビティニア王国の建設した都市があつた。前七四年に王権はローマに遷贈され、ミト

ラゲテス戦争後、ポンペイウスがこの地方の統治組織を固めたが、野威の諸都市はポリス的な体制を保ち、ローマの属州支配のもとで自治をおこなつた。但し領地が都市に帰したのもあるとみられており、一般に市領域は広がつた。名高い都市をあげれば、アパメイア、ビテュニオン、カルケドン、ニカイア、ニコメデア、ブルサ、ブルシアス・アド・ヒビウム、ブルシアス・アド・マンなどがある。なおアパメイアには、カニサルの計画によるコロニアが建設され、ローマ支配のひとつの拠り所となつた。⁽⁵⁾

帝政期にはこの地方は帝國の中核部と東方兩端方面とを結ぶ要地として發展し、諸都市は互いに繁榮を遂げた。⁽⁴⁾しかし反面、新都市の出現にはほとんど見ることができない。内陸方面に比して土塚や神殿の存在も顕著ではなく、広い土地がすでに市領域として編成されていくことが、そのような發展の根柢をなしていたと考えられる。⁽⁶⁾

さて市領域は都市財政上に相當の役割を負い、そこに住む村民の納める賦代は、都市の重要な収入源のひとつをなしていた。⁽⁷⁾ビティニアにおける市領域の村民の生活についての調査は見当

らないが、さしあたり小アジア一般の状況をかえりみて調査しておくことにしたい。市領域の村民は、市の公有地、市民の私有地のどちらに住むにせよ、市民に対する義務者であった。彼らはさまざまの名でよばれているが、パロイコイあるいはカトイコイとよばれることもある。添語としては土着民が主であり、一般に経済的には世襲的小作人である。彼らの社会的地位はしだいに向上をたどつたと考えられるが、市民との間に引かれた一線は容易に越されなかつた。彼らが市民に昇進した事例は、前一三三年のベルガモン、前八五年のエフェソスのように、非常措置に属するものであつた。エフェソスのばあいは、武器をとるすべてのイソテレイス、パロイコイ、ヒエロイ、解放給給賦、外人に完全市民権を、また公有奴隷に自由とパロイコイの地位とを約している。これは市および市領域の住民の權威をうかがわせる史料として注目し得る。帝政期になつても、紀元二世紀のシリョーンの碑文では、贈与の分配にさいして、パロイコイと解放奴隷とは、同額の金あるいは同量の穀物を受けておられ、市民はそれより多く、また兵舎、長老会、参事会の成員は、一般市民よりさらに多額を受けたことが記されている。

二 デイオン・クリュソストモスの活動

さて帝政期の繁榮は、ビティニアの市民と市領域の村民との間に、いかなる差巽をもたらしたのであるうか。その観点から、ブルサ出身の辯論家デイオン・クリュソストモスの著述を考察してみよう。

さて帝政期の繁榮は、ビティニアの市民と市領域の村民との間に、いかなる差巽をもたらしたのであるうか。その観点から、ブルサ出身の辯論家デイオン・クリュソストモスの著述を考察してみよう。

さて先の引用によると、デイオンのたずさわつた事業の計画は、建築のプログラムと、新統一体の構築とから成つていて、このうち前者については、彼の著作の他の箇所にもそれと関連する事項が述べられており、傍証は一応補つてゐる。他方、いわゆるシノイキスモスのプランについては、引用の文においても、それがすでにひとつの個人的抱負として語られてゐることを指摘できる。また彼の著述を通じてみても、この抱負の内容の補足や、その実現の裏付けとなるような箇所は見出し難い。したがつて計画の現実性という点では、後者ははるかに前者より劣つてゐたとせねばならない。

ところでそれを抱負としてみるばあひその具体的な内容はいかなるものであつたらうか。まず右の箇所は、土地の者 (gēnētiōtes) という語が出てくるが、これはなにびとを指すか。彼の著述は必ずしも厳密ではないが、一応 *chora* が *polis* に対する語であるという関連もあり、epichorios は市領域の村

一世紀末から二世紀初めにかけてビティニア地方の政界に活躍したデイオンの著述は、当時の生活の諸側面に光をあててゐる。まず彼の家計をみると、中・上流市民のありかたがうかがわれる。彼は市領域に土地を有し、どうやら作りや牧畜をいとなんだが、穀物栽培は控えてゐた。市内には住居のほか柱廊と仕事場をもち、それからも収益をあげてゐた。彼の土地の経営についてはなんら記されていないが、彼の財産が市の内外の双方の要素から成つてゐたことが看取されるのは興味深い。

ドミティアヌス帝の死後、彼は追放を解かれて故郷に帰り、政治活動をおこなつた。彼はブルサに大改革をほどこせうとした。その計画を彼はつぎのように述べてゐる。

一諸君、私はこの市に、柱廊や水のほかに、できれば城壁や港や造船所を整備しようとはかつたことは事実である。私はまた、子供じみてゐるとか愚かだとかいわれるだらうけれども、こういう望みを否定するものではない。すなわち、この市の繁栄をおこない、そこにできるだけ多くの人を築め、それもただに土地のもののみならず、できれば他の市の参加をも促したいと思ふ。ちよつとエパメイノダスがポイオティアをテバイに、テセウスがアッティケをアテナイに結集させたように、またミティアレネ人がゾイオリスおよびヘレスポントスとトラスの地域を制して、レスボス全土を第一の彼らのポリスに結集させたといわれるように。

彼の事業は、知事の承諾を得、市の民衆で公式に採択された。皇帝から賜つた特権においても市の発展に賛成する旨の表明が民を含むとスることができるかもしれない。そつたがすれば、デイオンは、市の発展をはかるにさいして、村民をいかに取扱かうべきかという課題に取組んだことになる。そして推測としては、彼は彼らと市民とを一丸として新統一体を形成しようとしたのではないかという見方も出てくる。ロストンツェフも、プロートンも、そのように述べてゐる。

しかし右の推測は幾間の余地を残してゐる。epichoriosの語については、それが別の箇所では *epistates* (編入・採用されたもの) と並べられてゐることに注意すべきである。

二われわれの間では、これだけ多くの人が、生まれるべきの土地の者も、他郷から輸入された者も、辯論家も哲人も、老いも若きも、公事に参加してきてゐるのに……

この公事にたずさわつたもの *Poiteuementoi* は、市民として生活するものであり、市領域の村民が対象になつてゐるとは解し難い。土地の者というばあひは、村民は必ずしも排除されないかもしれないが、上たる内容は市民であつたに違いない。こうしてみると、デイオンの抱負をもつて、市民と村民との結合を企てたものであるとする解釈は、彼自身の抱負の言葉そのものからは、十分な支持を得てゐないといふべきである。

そこでつぎに、彼のめざした新統一体の構築とはいかなるものであるかを、彼の一連のビティニア演説を通じて推察してみよう。まず一連の演説のうち四篇がホモニヤ (協和) を主題としてゐることが注目される。彼はブルサとアパメイニアとの間に、またニコメデアとニカイアとの間に、協和を説いた。こ

アエリアマスが「登記された者と、農地に住む者とのすべてに贈与を分配した」という記載がある。(39) この enkekriminoi と、hoi ten agroikjan katokantes (あるいは) parokantes との双方、すなわち市の民とその周辺に住む者とが、ともに分配を受けたとする事実が注目される。ホモノイアとは、農地に住む者を、市の部族組織に編入して、新しい統一体を結成し、大ブルシアス市をうらたてたことであろうというのが彼の記述である。

さてホモノイア関係碑文五枚の正確な年代をつかめないのは残念であるが、その中にはセプティミウス・セウエルス帝の時のものもあるから、ホモノイアの成立はアントニヌス勅令(二一二年)より以前に属する。ホモノイアの成立は上限が問題であるが、ウルピウス・アエリアマスの碑文と、ホモノイアの碑文とは、年代的に大きなあたりはないとみられる。とここでケルテの説では、かの贈与のさいの市民と村民とに区別のある状況が先で、そのあとにホモノイアがなしとげられたということになる。また、「登記されたもの」は市民一般をさし、正真正の市民でない者が市の部族に帰属されて「登記された者」になつたと解されている。

彼の説の当否、および事例の実際を明らかにするには、幾つかの問題を論じなければならぬ。ひとつはホモノイア成立の時期、ことにかの贈与のさいの状況と、ホモノイアの先後についてである。市民と村民とが同列に並んで贈与にあずかつたという事実は、第一節でみたような市領域の村民の状況に比し

て、すでに大きな隔進である。前者の關係は、区別はあるにもよ接近した状態にあるからである。そこでこのような状態がホモノイアの成立以後のものではないかと考えて、ホモノイアの意義をケルテ説とは異なるところに求めることも可能である。思われる。もうひとつの点は「登記されたもの」が市民一般をさすか否かである。小アジアの都市の市民の組織はかなり複雑である。たとえば前述のシリュオンの碑文では、見合で投票資格のある者と一般市民とに区別があつた。(40) プルシアス市のばあ

い、もしも「登記されたもの」が市民の中の特権階をさすならば、「農地に住む者」が市民の下層に属する者である可能性も出てくる。この可能性は、カトイクンテスやパロイクンテスの語があるために、強いとはいえないが、ホモノイアの場合網羅のさいには一考の要はあろう。さらにまたホモノイアが市民と村民との両者に關係のある事柄であつたとしても、後者を前者の地位に引上げる改革を意味すると解すべきか否かという問題には論考の余地が残されている。ケルテ説はこれらの点についての一定の仮定の上に成り立っているものごとを指摘しておきたい。

いずれにせよホモノイアは、部族制の整備と関連があることは、史料的にも推論できる。十二部族制の成立がすなわちホモノイアの成立であるとは断言しきれないが、部族長の碑文のうちホモノイアの語のないものも、部族名の同列などにおいてホモノイア碑文と差異はない。ここで小アジア都市の部族制を論

權を得た者が市の部族に編入されたことが伝えられている。(41) 前一三三年のベルガモンの碑文には、パロイコイの名と部族名との結びつきが見られ、パロイコイも個々に部族に帰属していたとみられる。部族の長は新市民の加入をつかさどる役目をもつていたとの推定もある。かくしてプルシアス市における部族制の整備は、新市民の加入、あるいは市領域の新編成などの事実を含んでいたと考えてよいであろう。その整備は、かのウルピウス・アエリアマスの分贈より後とみる必要はない。但しかの分配にみられる「農地に住む者」の社会的地位の向上は、ホモノイアとの關係は別としても重要である。ロストフツキヤはこれをディオオンの勢力の流れを汲むものとみてゐるが、むしろそれはディオオンの時代との相違として注目されよう。そして、市民と村民との均等化は、やがてアントニヌス勅令によつて全国的に実現するのである。

なおニコメディアの貨幣の銘に「評議會、民会、ホモノイアの語がみられる。これは恐らく市内の黨派の対立に協力がもたらされたことを示すものであろうと解されている。(42) また都市間のホモノイアについては、二つ以上の都市が合同して發行する背銅貨の銘にこの名を刻している例が多くあることを附記する。

四 エンポリオン

ビティニアでは市領域が広く、都市と都市との距離も大きかつたので、兩政列のセンターとしてエンポリオンが設けられた。黒海岸のディアス近辺に設けられたエンポリオンでは、

都市の彼人が収入の増大や建物の改善に尽力したことが碑文に伝えられている。(43) ここはプルシアス・ワード・ヒビウムの市領域であつたとの推測もある。(44) ビティニア南東部でも二カ所にエンポリオンの存在が知られる。これらが設立されたのはセプティミウス・セウエルス帝の頃と考えられる。トラキアのピゾスのばあいには、その住民は近隣の村民から集められて多くの特権を手えられたが、なお市民の地位はなかつた。(45) ビティニアのエンポリオンのはあいも、これと同様であつたろう。これらは、この地方においてまだ都市化から取残されている住民が少なく

なかつたことを示している。二世紀にミニシアやリュディアの奥地に成立した都市においては村民から市長への向上があつたとみられる。(46) ビティニアの住民は都市との接近の度はそれらの地域の者に劣つたとは思われぬが、そのような形での上をとりける者の数は限られていた。プルシアス・アド・ヒビウムのばあいは、彼らの向上の最も成功した例を示すものである。

帝政期に都市化の進展のいちじるしいのは、ヒスパニア、ライン河・ドナウ河方面、およびアフリカなどである。これらの地方では、新たな市民階が成長し、一方、彼らに隷属する非市民階が形成された。都市化が分化であるとされる所以である。ビティニアの都市化はヘレニズム時代になされ、帝政期には繁栄を経験している。しかし住民の分化をめぐる問題は、ここでも帝國の諸地方と同様のなりゆきをたどつた。

1181, 1188, 1191, 1311.

- (88) IGRR, iii, 65 ; J. H. Oliver: *The sacred gens*,
Hesperia Suppl. vi, 1911, 48. 49. 50. 51. 52. IGRR,
iii, 60, 67, 68, 1421.
- (89) G. Mendel, BCH, xxv, 1901, p. 71 f.; Dörner, *op.*
cit., Sp.1138.
- (90) A. Koerte, Athen. Mitt., xxiv, 1899, S. 437; Ros-
tovtzeff, *S. F. H. R. E.*, p. 654.
- (91) IGRR, iii, 69 ; Schaefer, *op. cit.*, Sp. 1706.
- (92) Magie, *op. cit.*, p. 640. 篇 (21) (22) 條註.
- (93) *Ibid.*, p. 233.
- (94) Schaefer, *op. cit.*, Sp. 1697.
- (95) Magie, *op. cit.*, p. 843.
- (96) 聖職者及監督の地位と權限の比較. 聖職者及監督の地位と權限の比較. 聖職者及監督の地位と權限の比較.
- (97) *Ibid.*, p. 1500.
- (98) IGRR, iii, 142.
- (99) Broughton, *op. cit.*, p. 726.
- (100) BCH, xxiv, 1900, p. 415, no. 111 ; Magie, *op. cit.*,
p. 692, J. Robert, *Hellenica*, ii, p. 134 f.
- (101) Abbott and Johnson, *op. cit.*, no. 131.
- (102) Broughton, *op. cit.*, p. 735 ; Magie, *op. cit.*, p. 639.